

石狩市地域福祉計画 新・りんくるプラン(概要版)

- 第3次 石狩市地域福祉計画
- 第5期 石狩市社会福祉協議会地域福祉実践計画

石狩市・社会福祉法人石狩市社会福祉協議会

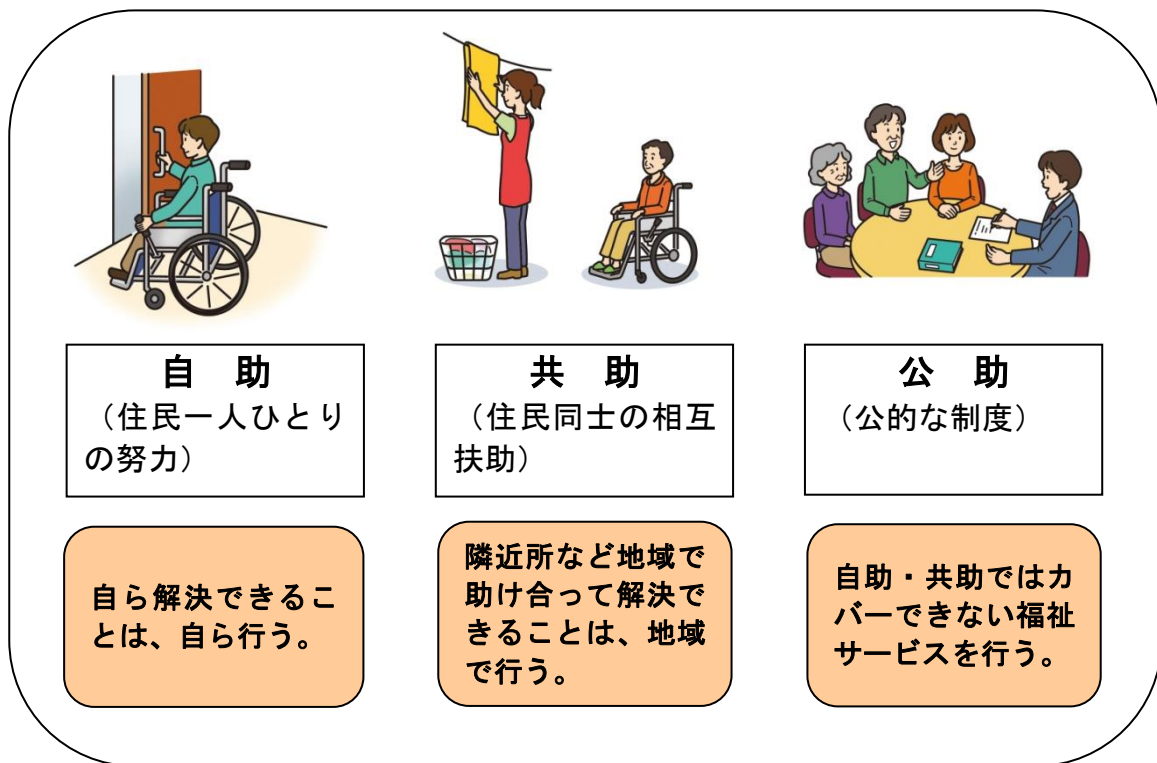
1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にして、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことです。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、健康でしあわせに暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが必要となっています。

この仕組みをつくるため、石狩市では「地域福祉計画」を策定し、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携により、地域ぐるみで課題を解決していこうとするものです。

自助・共助・公助



2 計画の位置づけ

本計画は「石狩市総合計画」を基盤として、地域福祉を推進する計画であり、保健福祉分野における個別の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「健康づくり計画」などと整合性を図りながら、これらを地域において総合的に推進するための計画です。

また、本計画は、石狩市社会福祉協議会が策定する実施計画である「地域福祉実践計画」としても位置付けられ、石狩市と石狩市社会福祉協議会が協働して地域福祉を推進していくための計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。

また、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを図ります。

| 計画の名称 | 計画期間 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|------------------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第 5 期石狩市総合計画 | H27～34 | | | | | | |
| 高齢者保健福祉計画・ 第 6 期介護保険事業計画 | H27～29 | | | | | | |
| 第 3 期障がい者計画・ 第 4 期障がい福祉計画 | H27～32 | | | | | | |
| | H27～29 | | | | | | |
| 子ども・子育て支援事業計画 | H27～31 | | | | | | |
| 健康づくり計画 | H23～27 | | | | | | |
| 新・りんくるプラン | H27～31 | | | | | | |

4 第 3 期計画における重点課題

①各世代間や地域特性を考慮した「地域の絆」「ふれあいの場」づくり

- ・高齢化の進行に伴い、地域コミュニティの基盤である町内会も、その担い手が不足し、活動に携わる住民が固定化するなど、地域ぐるみでコミュニティを支える体制づくりが課題となっています。
- ・生まれてくる子どもの数が減少したことに伴い、町内会などが行う地域行事が少なくなり、子どもをもつ親世代の参加する機会が少なくなるなど、世代間の交流機会が減少しています。
- ・市内の各地域の状況を見ると、厚田区と浜益区では、ほとんどの地域で高齢化率が 50% を超えており、過疎・小規模集落では、医療、介護、子育てなど生活に直結する様々な問題が生じています。一方、花川地域などでは、地域の結びつきが浅く、相互扶助を行うことが困難であるなどの課題があります。
- ・このため、地域では、ご近所同士の挨拶に始まり、さらに一歩進めて住民同士が世代を超えてふれあう機会をできる限り多く創出するとともに、それぞれの地域特性に応じた「共助」の仕組みづくりが求められます。

②市民ニーズに適切に対応した福祉サービスの提供と包括的な支援体制づくり

- 福祉サービスのニーズが多様であるため、それぞれに応じたサービスが利用者にとって複雑でわかりづらい、また、利用者に必要な情報が行き届かないなどの声があります。
- 市や社会福祉協議会、事業者、ボランティアなどにより提供されている福祉サービスも多岐にわたりますが、サービス提供者の有機的な連携ができておらず、生活課題の迅速かつ効果的な解決に向けた相談体制が不十分であるなどの課題があります。
- 社会情勢の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い層の増加を巡る問題が深刻化しており、地域社会の中で自立した生活を営めるようにするための支援など、生活困窮者自立支援法に基づく新たな取組が必要となっています。
- このため、サービス利用者にとって必要な情報をわかりやすく提供するとともに、個々の福祉ニーズに適切に対応するための包括的な相談支援体制の充実強化を図ることが求められます。

③市民とのパートナーシップを推進するための情報共有と役割分担

- 地域における見守りなどの活動を通じて、支援が必要な人に対して、地域で支えていく体制を構築する動きが各地区においても見られますが、地域福祉活動の体制づくりが進んでいない地域や、担い手が十分ではないなどの課題があります。
- これまで、災害時等における要援護者の情報は、個人情報保護の観点から消防署、各避難所運営本部のほか、町内会・自治会の役員、民生委員児童委員に限定されているため、地域における見守りネットワークに活用できないなどの課題があります。
- このため、避難支援等関係者との情報共有のあり方の検討を進め、市民、事業者、行政それぞれが持つ力と役割を認識し、協働関係を築いて効果的、効率的な支援体制をいかに確立していくかが求められます。

5 計画の体系

基本理念

地域力の向上により、共に支え合うまち
いしかり

基本目標

1 市民主体の
地域福祉
コミュニティづくり

2 市民ニーズに
応じた福祉
サービスの提供

3 市民との
パートナーシップに
よる地域福祉の推進

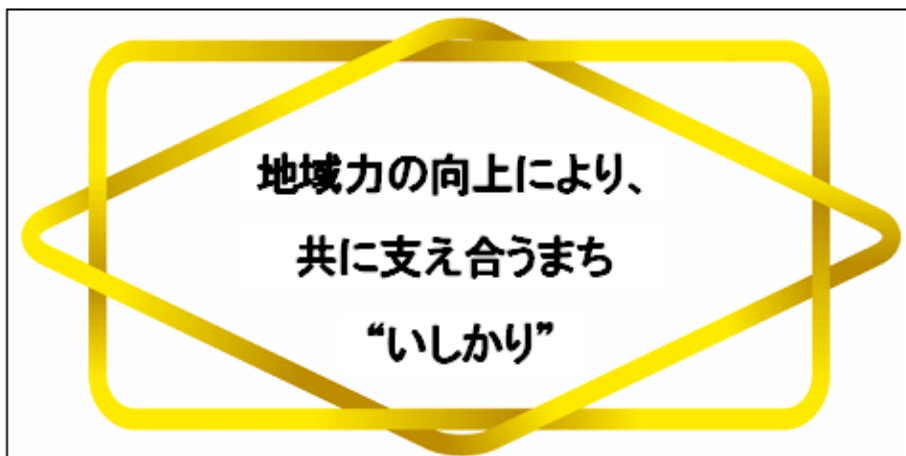
施策の方向

- ① 福祉教育の推進
- ② ふれあいの場づくり
- ③ 地域内交流の活性化
- ④ 地域活動団体の活性化
- ⑤ ボランティアの育成
- ⑥ ボランティア活動の活性化

- ① 情報提供の充実
- ② 相談体制の充実
- ③ 権利擁護体制の充実
- ④ 在宅福祉サービスの充実
- ⑤ 生活困窮者への支援

- ① 多様な主体による
地域福祉活動の支援
- ② 見守り活動の充実
- ③ 要援護者の支援

(1) 基本理念



誰もが健康でしあわせに暮らせる地域社会を実現するためには、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携はもちろんのこと、住民相互の支え合いの機能（「地域力※1」）の向上があつてこそ、地域全体のしあわせが実現できると考えます。

本計画では、前計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、

「地域力の向上により、共に支え合うまち “いしかり”」

という基本理念のもと、本市が目指す地域社会の実現に向けて施策を推進していきます。

※1：地域力

「地域力」とは、自分たちが住んでいる地域社会の生活課題を発見し、住民相互の支え合いによって解決しようとする、また実際に解決していける力のことを表しています。

(2) 基本目標

基本理念の実現に向け、前計画における成果・課題や、市民会議である「石狩市地域福祉計画をつくる会」での議論から導き出された課題などを踏まえるとともに、地域福祉計画の策定根拠となる社会福祉法第107条各号に定められた計画に盛り込むべき事項に即し、3つの基本目標を設定しました。

◆基本目標1 市民主体の地域福祉コミュニティづくり

◆基本目標2 市民ニーズに応じた福祉サービスの提供

◆基本目標3 市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

6 地域福祉施策の展開

基本目標 1

市民主体の地域福祉コミュニティづくり

市民各世代の福祉への意識を育み、地域における「絆」を深めるとともに、それぞれの地域特性に応じ、「共助」の視点に立ったコミュニティづくりを推進します。

(1) 福祉教育の推進

地域福祉の充実は、将来にわたり継続されるものです。次代を担う子どもたちが地域社会の一員として積極的に福祉活動に参加できるよう、学校等と連携し福祉教育の充実を図ります。

また、市民が地域福祉の必要性、重要性を理解し、行動につながるよう、各種機会を通して、福祉活動やサービスへの理解と関心を高めるよう努めます。

▼主な施策・事業

- ・社会福祉大会
- ・出前講座の派遣
- ・ワークキャンプ事業（新規）
- ・教職員サマーセミナーとの連携（新規）

(2) ふれあいの場づくり

地域福祉推進の基盤である地域において、住民同士のふれあいは不可欠なものです。日頃の「あいさつ」から一歩進んで、住民同士の交流やつながりを深める場の提供や、地域の主体的な取組を支援します。

▼主な施策・事業

- ・ふれあい広場いしかり
- ・ふれあいサロンの設置支援

(3) 地域内交流の活性化

地域社会の一員である一人ひとりが、お互いに協力し、助け合う意識を醸成するため、世代間や地域内の交流を推進します。

▼主な施策・事業

- ・地域福祉懇談会
- ・地域料理教室（新規）
- ・ふれあい給食サービス
- ・福祉機器等の貸与

| (4) 地域活動団体の活性化 | |
|---|---|
| <p>市民の多様化する生活課題に対応するため、地域活動を行う組織の活性化はますます重要になっています。これらの団体・組織の連携、強化を図るため、情報提供や財政的支援などを通して活動を支援します。</p> | <p>▼主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉事業助成 ・地区社協活動連絡会議 ・社会福祉関係団体の支援 |
| (5) ボランティアの育成 | |
| <p>地域には、人の役に立ちたいと思う人や地域事情を把握している人、また専門的技能や経験を持つ人など、様々な人材がいます。これらの市民に、地域福祉の推進に欠かすことのできないボランティア活動の担い手として活躍してもらうため、ボランティアへの理解と実践に向けた取組を進めます。</p> | <p>▼主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアスクール ・災害ボランティア関係事業 ・石狩市ボランティア連絡協議会助成 ・声のお便り ・キッズボランティア ・ボランティア活動指定校助成 |
| (6) ボランティア活動の活性化 | |
| <p>子どもから高齢者まで、各世代のボランティア活動の活性化を図るため、ボランティアセンターを核として、参加することができる環境を整備します。</p> | <p>▼主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアポイント事業 ・スクールボランティアポイント（ボランティアパスポート）（新規） ・ボランティア情報誌「愉快的仲間」発行 ・被災地支援関連事業 ・ボランティア活動の見える化（新規） ・在宅支援ボランティア（新規） ・社会参加支援ボランティア（新規） ・ボランティアのサテライト展開（新規） |

基本目標 2

市民ニーズに応じた福祉サービスの提供

サービス利用者の立場に立ち、多岐にわたる福祉サービスの情報をわかりやすく、効果的に伝えるとともに、利用者主体の適切な福祉サービスの提供に向けた連携体制づくりを進めます。

| (1) 情報提供の充実 | |
|--|---|
| 多様化する福祉サービスの情報を適切に、わかりやすく伝えるため、多様な情報媒体や手段を活用し、効果的な情報提供の充実を図ります。 | ▼主な施策・事業 <ul style="list-style-type: none">・社協広報「ふれあい」の発行・地域福祉新聞の発行・インターネットによる情報発信・保健・福祉ガイドブックの発行・保健福祉窓口早わかり表の発行 |
| (2) 相談体制の充実 | |
| 多様化する市民の福祉ニーズに適切に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各分野における相談機能のネットワーク化を図ります。 | ▼主な施策・事業 <ul style="list-style-type: none">・住民よろず相談所の開設・住民よろず相談員研修会・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置（新規）・相談機能のネットワーク化（新規） |
| (3) 権利擁護体制の充実 | |
| 判断能力が不十分な人や日常生活に不安のある人が地域で安心して生活することができるよう、必要な支援体制の充実を図ります。 | ▼主な施策・事業 <ul style="list-style-type: none">・成年後見センター運営・日常生活自立支援事業・自分の意思を伝えるノート（新規）・地域と一体になった権利擁護支援の体制づくり（新規）・後見支援員・生活支援員のフォローアップ研修 |

(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅での生活を継続しながら、地域で安心して生活ができるよう、行政と社会福祉協議会が連携し、必要な福祉サービスを提供します。

▼主な施策・事業

- ・食の自立支援サービス
- ・訪問サービス
- ・身体障がい者等訪問入浴サービス
- ・寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス
- ・寝たきり高齢者等理美容サービス

(5) 生活困窮者への支援

複合的で多様な課題を抱える生活困窮者の早期発見、早期把握につとめ、関係機関との連携により包括的な支援を行います。

▼主な施策・事業

- ・福祉金庫貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・自立相談支援事業（新規）
- ・住居確保給付金

基本目標 3

市民とのパートナーシップによる地域福祉の推進

地域福祉を推進するために必要な情報を地域と共有するとともに、地域住民、民生委員、ボランティア、事業者等と行政のパートナーシップにより地域福祉活動を推進し、地域ぐるみで課題を解決していく力（地域力）を高めます。

(1) 多様な主体による地域福祉活動の支援

住民参加による地域福祉を一層推進するため、町内会・自治会や民生委員児童委員、福祉関係団体、福祉事業者や企業など、多様な主体による地域福祉活動を支援します。

▼主な施策・事業

- ・地域福祉活動事例集の発行
- ・民生委員児童委員との連携
- ・地域福祉協力店舗の推進

| (2) 見守り活動の充実 | |
|---|---|
| <p>民生委員や町内会・自治会など、地域住民による要援護者の日常的な見守り活動や助け合い活動を推進するとともに、災害時など緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくりを進めます。</p> | <p>▼主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域見守りネットワークの支援 ・福祉調整員の養成・研修会 ・福祉協力員の養成・研修会 ・鍵の預かり事業の検討（新規） ・高齢者等訪問事業 |
| (3) 要援護者の支援 | |
| <p>災害時や緊急時に適切な対応を行うため、要援護者情報の整備を図るとともに、その情報の効果的な共有方法について検討します。</p> | <p>▼主な施策・事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報キットの活用支援 ・助け合いマップづくり ・要援護者台帳の整備 ・福祉避難所の整備 ・個人情報共有方法の検討 |

7 推進体制の整備

地域福祉施策を総合的な見地で行うためには、市の保健福祉施策の推進だけでなく、市内外の多様な関連施設・機関の協力が不可欠です。従って、保健所・保健センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター、医療機関、教育機関等との連携を図るとともに、市の都市政策、住宅、雇用、教育・文化、生活環境等の担当部局と連絡・調整を密接に行い、計画を実践していくことが重要です。

また、市と社会福祉協議会が中心となり、地域で生活する市民、地域で活動する民生委員児童委員、町内会・自治会、福祉団体や NPO などの事業者と連携しながら、地域福祉を推進します。

石狩市地域福祉計画
新・りんくるプラン(概要版)
2015年3月
石狩市・石狩市社会福祉協議会